

平成23年9月定例会

議案説明資料

教育委員会

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部改正について (平成23年8月7日専決)	教 育 総 務 課	1~3
第6号	長期継続契約の締結状況について	教 育 環 境 課 高 等 学 校 課 文 化 財 課	4

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部改正について (平成23年8月7日専決) (鳥取県教育審議会条例の一部改正について)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>スポーツ振興法が全部改正されたことに伴い、鳥取県教育審議会条例について、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県教育審議会の所掌事務について定めた規定中、引用しているスポーツ振興法の法律名及び根拠条項を改める。</p> <p>(2) 施行期日は、平成23年8月24日とする。</p>

鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

第1条 鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項(スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第5項の規定に基づき条例で定めるとされる事項を含む。)を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ振興法第18条第3項の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(ゴルフ場利用税の税率の特例)</p> <p>第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項</u>に規定する国民体育大会(以下「国民体育大会」という。)及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手</p> <p>(4) 略</p>	<p>(ゴルフ場利用税の税率の特例)</p> <p>第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条</u>に規定する国民体育大会(以下「国民体育大会」という。)及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手</p> <p>(4) 略</p>

2及び3 略

2及び3 略

附 則

この条例は、平成23年8月24日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

報告第6号
【新規契約】

部局名 教育委員会

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額	円	契約期間	設置場所等
1	教育環境課	物品 保守	印刷機	17台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	36	円	平成23年9月1日 ～平成26年8月31日	鳥取県立鳥取東高等学校 他9所属
2	教育環境課	物品 保守	印刷機	9台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	36	円	平成23年9月1日 ～平成26年8月31日	鳥取県立倉吉西高等学校 他4所属
3	教育環境課	物品 保守	印刷機	4台	米子市旗ヶ崎2210 株式会社はらぶん 米子支店	36	円	平成23年9月1日 ～平成26年8月31日	鳥取県立米子南高等学校 他2所属
4	高等学校課	物品 保守	複合機	1台	鳥根県松江市白鷺本町63番地 山陰総合リース株式会社	301,140	円	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日	鳥取県教育委員会事務局 高等学校課
5	埋蔵文化財センター	物品	電話設備	1式	広島県広島市中区立町2番27号 NTTファイナンス株式会社 中四国支店	9,663	円	平成23年6月1日 ～平成24年5月31日	鳥取県埋蔵文化財センター タ―秋里分室
6	八頭高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1式	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	1,103,760	円	平成23年9月1日 ～平成27年8月31日	鳥取県立八頭高等学校
7	鳥取中央育英高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1式	米子市阿三柳2864番地16 株式会社ケイズ	796,320	円	平成23年9月1日 ～平成27年8月31日	鳥取県立鳥取中央育英高等学校